

神奈川県地球温暖化対策推進条例の見直しについて

1 第78回神奈川県環境審議会以降の状況

- 第78回神奈川県環境審議会における審議結果を踏まえ、令和6年1月30日に第4回「神奈川県環境審議会 事業活動温暖化対策部会」を開催し、「神奈川県事業活動温暖化対策計画書制度の見直し検討に関する取りまとめ報告書」を取りまとめた。

2 条例の見直しの内容

(1) 計画書制度の見直し

ア 評価制度の導入

- 現行の事業活動温暖化対策計画書制度（以下「計画書制度」という。）では、事業者の削減目標等について「望ましい取組の水準」を示していないことから、神奈川県地球温暖化対策計画における削減目標等と整合した「望ましい取組の水準」を設定した上で、県が事業者の削減目標等を評価し、評価結果を「見える化」する仕組み（以下「評価制度」という。）を導入する。

イ 様式の統廃合、記載内容の簡素化等

- 評価制度導入による事業者の事務負担増を避けるため、計画書等の様式の統廃合や、記載内容の簡素化等を行う。

(2) その他所要の見直し

ア 工場等への立入権限の明示

- 計画書制度の対象事業者の工場等への現地調査について、県職員の立入権限に関する規定を設ける。

イ 神奈川県地球温暖化対策計画書審査会の所掌事項の見直し

- 神奈川県地球温暖化対策計画書審査会（条例第58条）において計画書制度の進捗管理等を行うため、所掌事項の見直しを行う。
- これに伴い、附属機関の設置に関する条例及び神奈川県地球温暖化対策計画書審査会規則についても、所要の改正を行う。

ウ 他の者の温室効果ガスの排出の量の削減に貢献する事業者の登録制度の見直し

- 多くの脱炭素関連事業が生まれている現状を踏まえ、条例上の登録制度（条例第49条～第52条）を廃止する。

3 今後のスケジュール（予定）

令和6年6月 環境農政常任委員会へ条例改正の素案を報告

9月 県議会へ条例改正議案を提出

令和7年4月 施行